各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成 20 年 8 月 7 日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン (以下「ワクチン」という。)接種シーズン前における各都道府県の供給体制に対する考え方を 8 月 22 日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他都道府県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 都道府県担当課の役割について

インフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防 接種法関連に担当が分けられているところが多いが、委員会や各課が連携をして、対応 することが必要である。

2. 保健所の役割について

住民に対する情報提供を行うところが多く見受けられる。都道府県内部担当課や医療機関等との連絡を十分行い、普及啓発を行う必要がある。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんど全ての都道府県において、委員会を設置又は検討中(既存の検討会等で対応する場合も含む。)であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について (都道府県の回答数)

•	協力要請の通知	3 7
•	調査の実施、予定	6
•	医療機関等への指導	1
	その他	3

- ② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について
 - ・ ほとんどの都道府県において、定期的又は必要に応じ、在庫状況の調査を実施 (実施予定を含む。)。
 - ・ 全医療機関の在庫把握は困難との回答もある。
- ③ 返品という商習慣の改善について
 - ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
 - ・ 必要量は流行動向に大きく左右されることから、ある程度の在庫を抱えざるを 得ないが、大量の在庫を抱え返品となれば、好ましいことではないと考える。
 - ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
 - ・ 関係団体に改善要請を行う。
 - ・ 根本的に返品を認めないシステムを考えるべき。
 - ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多 少はやむを得ない。
 - 年々改善されているものの、返品可能な商慣行は市場取引により行われている ものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。
 - ・ 返品数量が500本を越えた医療機関について、原因の調査等の措置を図る。
- ④ 高齢者の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について
 - (1) 昨年度からの変更点、新たな取組み
 - ・インフルエンザ予防接種実施要領に基づき、市町村へ12月中旬までの接種 計画を策定するよう依頼するとともに、公費補助期間について必要に応じ延 長する等、柔軟に対応するよう依頼している。
 - ・流行を踏まえた公費補助期間を計画するよう指導している。
 - ・部会において標準接種推奨期間を決定し、各市町へ周知しているが、当該期間を超えて実施している市町もある。
 - (2) 具体的な勧奨の啓発策
 - ・広報誌等により啓発を図るよう、市町村に対し、依頼。
 - ・各市町村から対象者に対し、個別に通知をすることにより、啓発を図って いる。
 - ・利便性に資するため、定期予防接種相互乗り入れ事業に基づく定期予防接種の実施期間統一を図っている。

・都道府県においても、HPへの掲載や、啓発チラシの配布等により、啓発 を図っている。

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する。
- ・ 郡市医師会の会員(病院を含む。)が患者を紹介しあう方法により融通を図る。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通 要請を行う。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。
- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的 な供給調整
- ・メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策。

⑥ 住民への周知方法について

- 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 郡市医師会において住民等からの照会に対応できる体制を整備する。
- 広報誌やリーフレットなどにより周知する。
- ・ 相談窓口を設置する。

⑦ その他新たな対応について

・ 休日、夜間に接種可能な医療機関の調査を行い、ホームページに掲載し、県民 が接種できる環境の向上に努める。

	都道府	F県担当課の役割について	5			シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						
都道府県名	薬務	感染症対策	医務	保健所の役割		医療機関等の注文量について	「業者の任庫等の調査に ついて		高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費補助期限の設定と勧奨の啓発策について	ワクチン不足の場合の対	接種可能な医療機関 が限定されている場合への住民への周知 方法について	対応について
北海道	における医療機関のワ クチン在庫等調査の集 計及び不足時の調整	対策及び予防接種に関すること		管内医療機関の在庫 等調査及びワクチン 接種可能医療機関の 情報提供	ン安定供給連絡会議	初回注文量が前年を上回らない等依頼。	査	療機関に対し、初回注 文や追加発注について 適正量とするよう依頼 するとともに、分割納入 に協力するよう依頼。	対する接種を12月中 旬を目途に設定し、そ	国に対し融通用として保 管しているワクチンの追加	住民からの問い合わせに対し、対応する。	
青森	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及 び予防接種の必要性に ついて県民に対して周 知、医療機関からワク チン供給に係る情報収 集等	3	住民に対する情報提供		医薬品卸組合を通じ て各卸売業者の受注 状況等を確認するこ ととしている。	必要に応じて随時調査 することとしている。	に対し、返品しないよう	月末までに実施するよう依頼する予定。	各医療機関及び卸売業者 の在庫状況を基に医薬品 卸組合に対し、卸売業者 を通じて融通を依頼するこ ととしている。	について調査し、 ホームページで公開	
岩手	通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫流 通状況の調査及び融通	種可能医療機関の周		関の確認・把握及び インフルエンザ流行 状況の把握	インフルエンザ(例 連絡会議を開催。参集 年10月に開催。参集 年10月に開催。参集 一名、医療協会、医療 局、環境保健研究セ ンター、保健衛生課)	いよう医療機関を指	力のもと、例年、卸売販	頼。	接種を完了するよう推	で不足が生じた場合は、 接種可能な別の医療機関 の情報を提供している。	「いわて医療情報ネットワーク」に接種可能 医療機関名を掲載す	
宮城	るワクチン在庫状況調 査 ・ワクチン不足時の国へ の融通要請	・インフルエンザ予防対 策に関すること ・ワクチン安定供給対策 会議の開催 ・予防接種可能医療機 関の把握と情報提供	医療機関に対す る情報提供等	機関のワクチン在庫	ン女正供給対策会議 を開催。 10月上旬に開催予 定。	ン安定供給対策会議 において、関係機関 (県医師会、県薬剤	下、医療機関及び卸売 販売業者の在庫量調査 をインフルエンザ流行 前の時期から定期的に 行う。	いて、関係機関に改善協力を要請するほか、 医療機関等に分割発 注、分割購入を行うよう	フルエンザの流行前の 12月までに接種勧奨 するとともに、流行を踏 まえた公費対象の時期 を計画するよう指導して いる。	は、県医薬品卸組合と郡 市医師会の協力の下、ワ クチンの融通を図る。全県 的に不足が生じた場合	ページに掲載すると ともに、管轄保健所 及び市町村に対して 通知を行い、予防接 種対象者へ周知に努	接種可能な医療機関を調を調を調を調を引きました。これにいいていいます。 接種できる環接種できる環
秋田	要請	・安定供給対策会議の 開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報 (HP) ・ワクチン不足時の医療 機関、卸売販売業者に 対する在庫状況等の調 査、融通要請		等	インフルエンザワクチン安定供給対策会議 を開催予定(9月)	使用実績を上回らな	FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に返品を出来るだけ避け、返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	等の定期予防接種を1 2月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう周知する。	・地域的にワクチンが不足 した場合は、卸売販売業 者で備蓄しているワクチン を融通する。 ・在庫等調査を実施し、余 裕のある地域から不足し ている地域に融通する。	村広報等を活用し周	
山 形	調査の実施 ・卸売販売業者・厚生労 働省に対する融通要請			- 医療機関の在庫状 況等の把握 ・県民からの問い合 わせへの対応		初回注文量が前年度 実績を上回ることの ないように、追加注文 は在庫量を勘案した ものとなるよう県医師 品卸業協会、県医師 会、医療機関に対し 通知。	調査を行う。	分割納入に協力するよ	接種を12月までに済ましせるよう住民に対して 広報するよう依頼する。	卸売販売業者の在庫量等 の調査から偏在が確認さ れた場合は、卸売業者、 医療機関等に融通要請を 行う。	県ホームページ(医療機関情報ネット ででは掲載。 アーク)に掲載。	

	都道府	F県担当課の役割につい [®]	τ			シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						
都道府 県名	薬務	感染症対策	医務	保健所の役割	インフルエンザ対策 委員会の設置につい て	医療機関等の注文量について	「果有の仕庫寺の調賞に ついて	整について	補助期限の設定と勧奨の啓発策について		合への住民への周知 方法について	対応について
福島	県内のインフルエンザ ワクチンの安定供給に 係る調整			フルエンザワクチンの安定供給に係る調整	インフルエンザワクチン等安定供給対策中 変の開催(10月中 の開催(10月中 参集者: 行政所を等)、 衛生研究所協会 原師会、会、医薬品 組合等	実績を上回らないよう文書にて依頼。		在庫を抱え流通の妨げ 切、適正なな流通の妨げ はなることを前り提した 注文等は行わないよう 要請。 をおいたで大量にあった とを療機関いまった ため、医師会等を通じ、 の正な流通に努めるよう 要請。	領に基づき、12月とし	た場合、定期的に在庫量	可能な医療機関名を ホームページ等を利	
茨 城	ワクチン需給状況に係 る卸調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種 の早期実施要請		供給不足時の接種可 能医療機関の把握及 び県民相談窓口		とするよう、関係機関	卸売販売業者等の在庫 状況等の定期調査を実 施予定。	関係機関に改善協力要 請済。	市町村へ12月までの 実施計画作成を依頼予 定。	地域的な偏在の場合は、 県内卸売販売業者間での 融通調整で対応するが、 全県備蓄分の融通要請を行 う。	民への情報提供を行	
栃木	ワクチン供給に係る調整、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供及び接種勧奨	医療機関における保管管理の指導	ワクチン供給に係る 情報収集の実施、住 民への情報提供	は開催することとし、	業者に対して、全注 文量が前年の使用室	卸売販売業者を調査すれば、県全体の状況は ・把握できるため、医療 機関に対する調査は行わない。	に関する通知(県・医師会・制売販売業界団体	が行える11月を目安に 接種されるよう広報等 の依頼を市町村等に対	医療機関に在庫のあるブ クチンを融通することは、 品質の責任という観点から望ましくないと考える。 りましくないと考える。 は、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、 接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供 を行う。		
群馬	等の調査	・インフルエンザ対策委員会の設置 ・法に基づく高齢者の予防接種に関すること		・管内医療機関の在 庫量等の調査 ・接種可能な医療機 関についての住民へ の情報提供	「ワクチン不足が見込	医師会、各郡市医師会、医薬品卸協同組合、県病院協会等に	卸売販売業者について は、緊急の在庫量調査 に対応で差場合。 時以外にを選集 時以外は定期的に報告 を求機関については、 緊急時のみ医師会の協力を得て調査を実施する。	協力要請しているが、 多少の返品はやむを得ないと考えている。	るように、市町村へ依	任意予防接種医療機関 の情報を提供している。また、その情報は県ホーム ページに公開している。不 足時には、調査を実施し、 機関を異ホームページを 機関を県ホームページを	機関可能ないる。 を療性ないる。 を機関の情にないる。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	
埼玉		・インフルエンザワクチン安定供給対策会議への参加 ・医療機関及び市町村の指導		住民に対し、ワクチン 接種にかかる情報提 供	有 (第1回会議を9月10 日に開催予定)		医療機関については、 市町村が調査を実施する。 医薬品卸売販売業については、薬務課が実施する。	商慣習は改めるべきで ある。	させるためには、公費	医療機関同士の融通は困難であるため、緊急調査により実態を精査のうえ、不足分については国に確保分の提供をお願いしたい。	広報等により実施す	

	都道府	F県担当課の役割につい	τ		/		シーズン前の対応につい	いて、都道府県としてのる	きえ方(昨年度との相違点	(、新たな取組みを中心に)		
都道府 県名	薬務	感染症対策	医務	保健所の役割	インフルエンザ対策を負金の設置について	医療機関等の注文量 について	医療機関等、卸売販売 業者の在庫等の調査に ついて		補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対 応について	合への住民への周知 方法について	対応について
千 葉	の安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫 量の取りまとめ ・卸売協会を通じ、卸売 業者の在庫量等の調査			管轄地区の医療機関 に対する予約・在庫 量の調査(予定)		院協会、全国自治体 病院協議会千葉県支 部を通じ、初回注文 は前年の使用実績を	協力のもと、ワクチン 文量が100本以上の とか100本以上の と使機関を把握す業を の在庫量の調査報告) でする者期 を持ち、厚生労働省がら の緊急を でする。 原機関を に、 のでは、 のでは、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	院協会長、全国自治な 病院協議会長、全国自治な 病院協議会千葉県支78 8日付けの厚生労働を 関係課長、各会員に及び をしたとた注文ないよ とした持文ないよ で理を求める卸協を で、県医薬の場合と に、県医、高大・ に、県ので、 に、 に、 に、 会長なで同文書を に、 会長ので同文書を に、 会長の に、 会長の に、 会長の に、 の に、 の に、 の に、 の に、 の に、 の に、 の に、	19年5月31日付けで、定 期予防接種相互乗り入 本事業に基づくインフル エンザ定期予防接種 実施期間統一につい て、流行時期に句応で きるよう12月中旬までに き種が受けられるよう 体制を整えた。(県とし	供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワク	種希望者へ情報提供	
東京	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫 調査、区市町村との調 整、都民への周知	病院への周知	診療所等との実質的 な調整、調査	状況により開催(都内において、ワクチン不足が見込まれる状況となった場合に必要に応じて開催予定)			て認めるべきではない が、接種機会を確実に	補助期間とし、区市町	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関と の密接な連携による計画 的な供給調整		
神奈川	インフルエンザワクチン の流通に関すること。	インフルエンザの予防 対策、予防接種法のインフルエンザ予防接種 に関すること。		インフルエンザの予 防対策に関する普及 啓発、情報提供等	に係る関係者打合会 を開催し、状況に応じ	医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、適正な数量の法 文等の協力要請を依頼済み。	調査対象医療機関を選定とした調売を検測するに対調売販売業の表別ではいる。対対するの状計が表別にいる。定額ではいる。定額では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	師会及び県医薬品主教 協会等に対して、あたう 及び在庫管理にあたっ て返品済みで生じないが、 依頼済みで情であるがは、 場取引により行われて 場取られてあり、協た 請も強制力はないた 請も強制力はないた	の勧奨期限について配慮いただきたい旨、市町村へ依頼済み。	・ワクチン不足時等の状況 になる。 ・ワクチン不足時等の状況 になる。 ・ 東名等で、対する在庫状況 の地域で、 の地域で、 の地域で、 は、各関係者と調整、 連 接しながら検討を並める。 ・接保健和を 情報提供も検討していく。	医療機関のワクチン在庫有無調査結果について、保健福祉事務所、市町村提供する方向で今後検討予定。	
401 /	・全県的なワクチン不足時には、速やかに国に対して融通用ワクチンの供給を要請	種の早期接種勧奨 ・当該ワクチンが鳥イン		住民相談、情報提供		院協会、県医薬品卸 組合の4者連名で、	業者に対しては10月~ 3月、医療機関に対して は11月中旬に実施予	協会、県医薬品卸組合 の4者連名で、原則とし	ては、インフルエンザの 流行前(10月~11月)の	全県的なワクチン不足が 発生した場合には、速や かに国へ融通用ワクチン の供給を要請する。	調査結果等に基づ	
高	整 ・卸売販売業者におけ るワクチンの在庫状況	インフルエンザ総合対 策等について	健康危機管理対策	・管内の医療機関、 市町村との調整 ・住民からの相談対 応	絡会議」を設置しており、同会議の中で運用している。	卸業協同組合あて、 注文量が昨年使用実 績を上回らないよう、 また追加注文は必要	庫状況については、定	業協同組合あて改善に 努めるよう通知 (返品を前提とした注 文、在庫管理をしないよ	中旬までとし、その旨の 啓発強化などの検討を するよう市町村あて通	予防接種実施状況の把握 に努め、不足の際には融 通要請を行う。	国からワクチンの融通を受けた場合等にあっては、医師会や 医療機関、市町会や 医療機関、市町の上、接種 実施医療機関などの 情報提供を行う。	
石 川		・予防接種法に基づく定 期予防接種の実施体制 の把握 ・ワクチン不足情報を把 握した場合の担当課へ の報告		・インフルエンザの予防対策に関する普及を発・情報提供・市町の予防接接種実施体制の把握と指導を・ワクテン不足情報を把握した場合の担理への報告	ンフルエンザワクチン 等対策会議を開催す る予定	ついて、医師会、医 薬品卸売協同組合を 通じて医療機関及び 卸売業者に周知す る。	モニター医療機関とワク チン卸売業者から定期 的に在庫量等について 報告を受ける。	て、医師会、医薬品卸 売協同組合を通じて医 療機関及び売業者に 周知する。昨年500本 を越えたところは、原因 の調査及び改善措置の	中旬までとインフルエン ザ予防接種実施要領に 記載されており、市町が それに基づいて実施す る。	在庫量調査を行い、融通できる医療機関がないか できる医療機関がないか 確認し調整する。同時に 国に対し融通要請を行う。		

	都道序	F県担当課の役割につい [*]	τ			シーズン前の対応について、都道府県としての考え方(昨年度との相違点、新たな取組みを中心に)						
都道府 県名	薬務	感染症対策	医務	保健所の役割	インフルエンザ対策 委員会の設置につい て	医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売 業者の在庫等の調査に ついて	整について	補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対応について 応について	合への住民への周知 方法について	対応について
福井	た場合、国との調整	各市町村、各保健所へ の依頼 指示 県内医療機関の在庫状 況の把握および情報提 供		各管内医療機関の在庫状況の把握および 県民等への情報提供	有(感染症予防対策 委員会)	昨年の使用実績を考慮して受注するよう 要請。	医療機関については、 各保健所で調査。 卸売販売業者について は、県庁で調査。	要請する。	市町担当課あてに、12 月中旬までの接種勧奨 および流行時期を踏ま えた公費補助期間の延 長など柔軟な対応に配 慮することについて文 書発出。(健康増進課)	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村や健康福祉 センター(保健所)を 介して情報提供す る。	
山梨	関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等 の調査依頼、集計、調 整及び国への報告 ・ワクチン接種希望者へ	・ワクチン接種の推進普及啓発・緊急時期に希望する ・緊急時期に希望する 住民から接種可能医療 機関の照会があった場合、個別に情報提供を 実施	医療機関に対す る情報提供等	民からの接種可能医療機関の照会があった場合の対応	安定供給体制についての協議を行うなど、 関係機関の連携を密 にし対処することによ り目的は達せられる	割納入や在庫調査についても協力を要請する。	通じて調査を行う予定 である。	受付が浸透しつつある と考えるが、引き続き、 返品を前提とした注文 をしないよう、医師会を	び市町村担当者会議を開催し、医師会や市町村に対して予防接種の接種期間についての協	在庫状況に偏りの兆しが 見受けられた場合には、 到業者を通じ納入調整や 在庫融通を行うが、それ でも供給不足の場合に は、国に備蓄分の融通を 要望する。	に、問い合わせに対 して個別対応する予	
長野	(医療機関等、卸売業者) ・医師会、医療機関を通じての県民への情報提	防接種関係業務 ・県内患者発生状況の 把握 ・県内予防接種実施医 療機関の把握		在庫状況調査	チンの安定供給に係る打合せ会議」を開催している(9月下旬開催予定)。 (「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議」にインフルエンザ対策委員	量が前年の使用実績を上います。 を上いまないようでである。 はいた、はいたでは、 はいた、はいた、はいた。 はいた、はいた。 はいた、はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。 はいた。	ンの在庫状況を定期 に調査では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	いて、その改善に努め ることとし、返品を前提 とした注文及び在庫管 理を行わないよう、医師 会、医薬品卸協同組合	シーズンに間に合うよう、12月中旬までに接種を終了すること、また 種を終了すること、また 放置補助期間内での予 防接種の実施を推進するため啓発強化を検討	と協力しながら接種希望 者に情報提供する。 また、融通の要請があった場合には、医療機関に	健所窓口等を介して 情報提供する予定で あるが、効果的な周 知方法についてその 都度、医師会、医療	
岐 阜				左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	有			返品を前提とした注文 及び在庫管理を行わないよう、会議において要 請する。	12月中旬まで	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融 通する。なお、県内でまかなうことができない場合 は、厚生労働省に依頼す る。		
静岡	卸売販売業者における 在庫量の把握(必要時) 県医薬品卸業協会との 連絡調整	供給対策の総合調整		管内医療機関の在庫量の把握(必要時) 管内医療機関、郡市 医師会、市町との連 絡調整	(ワクチン不足等の間	医薬品卸業協会及び 各医療機関等へ協力		師会等へ協力を依頼し	画を策定するよう各市 町に周知しており、県で 期限の設定はしていない。勧奨の啓発は各市	郡市医師会の会員(病院 含む)が患者を紹介しあう 方法により職通を図るとしま に、委員会を開催し、県 内の地域単位の融通調整 又は国への融通要請を検 討する。	住民等からの照会に 対応できる体制を整 備する。	
愛 知	・卸売販売業者のワク チン在庫情報等の把握 ・卸売販売業者に対す るワチン供給に関す る情報収集・提供 ・不良ワクチンの流通防 止	接種の市町村に対する 指導 ・予防接種法上の接種 対象者数の把握		健康対策課及び医薬安全課に同じ	有(平成20年9月2 日開催予定)	文量が昨年度実績を 上回らないように、医	定期的(週1回)に在庫 状況等の報告を求め、 流通状況を把握する予	実施等により、返品を前提とした管理を行わないように関係者に通知した。	2月中旬までに接種を 受けられるよう計画し、 かつ、体調不良等の場 合について配慮するよ	卸売業者に対する調査の 結果などから、必要に応じ て県内での調整を図る。 県内での不足の状況を確 認した場合は、国へ融通 を要請する。	の把握に努め、住民 への情報提供を行	

	都道府	F県担当課の役割について				シーズン前の対応につ	いて、都道府県としての	考え方(昨年度との相違点	気、新たな取組みを中心に)		
都道府 県名	薬務	感染症対策	保健所の役割	インフルエンザ対策 委員会の設置につい て	医療機関等の注文量 について	「業者の在庫等の調査に ついて	: 返品という簡優省の改善 善について	補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対 応について	合への住民への周知 方法について	対応について
三重		総合企画、情報収集・ 提供・卸売販売業者団 体との調整	住民に対する相談。 口、地域の情報収 集、提供等	予防接種に関する事項は、「三重県公衆 頃は、「三重県公衆 衛生審議会」で検討している。	に適正な発注を行う	等調査は可能である。 医療機関の在庫状況調	の所要量はその年の流行動向に大きく左右されることから、ある程度いところもある。 しかし、毎年大量の返品が発生し、それがワクチン単価	会予防接種都会におい て、標準接種推奨期間 (10月15日~1月31日) を決定し、各市町へ周 知している。ほとんどの 市町ではこの期間を基 準に実施しているが、 一部3月31日までとして	情報提供により、地域、あるいは県内で調整する。 場内調整の限界を超えた場合は、国に依頼する。	本県では、個別接種間の相互係の相互を集内、の相互を乗り入いいる場合では、他別接種間が整備をされている。特段のはないと考える。とだし、主要な場合ではから、特段のはないと考えな場合ではから方は、主なでのよう。	
滋 賀	・管内卸売業者の在庫 調査 ・医療機関の在庫調査・ 調整		関の情報提供		上回らないように、またワクチン接種に支 たワクチン接種に支 順をきたす場合を除 いて大量注文を避け るように、医師会、病 院協会を通じて各医 療機関に通知。		医療機関に対し、返品を前提とした注文を行わないよう通知。	でに接種できるよう通知。また公費補助期間内での予防接種実施推	流通在庫が減少するシーズンにおいて、偏在が発生しないよう、平成20年12月1日を目途に未納品の予約取り消し等のよう通について配慮するよう通知、県内で賄えなくなった場合は、国香港の展通用ワクチンを要請	市町に対し、周知を 依頼する。	
京都	整	ワクチンの接種に関す る関係団体等との連絡 調整	薬品卸業者との連絡	有:京都府インフルエ ・京都府インフルエ ・ 大でクラン等確保 検討委員会を必要に 応じて随時開催す る。	を通じて、状況を把握		現状は、京都府インフルエンザワクチン等確	接種勧奨期限を設定する方向で、各市町村、 医師会等関係諸団体と	京都府医薬品卸協会を通 じて、府内での過不足を 解消するため相互融通に 努めるとともに、厚生労働 省の協力を得て不足状態 の解消を行う。		
大 阪	医薬品卸販売業者に対し、 ・医療機関等への分割納入など適正化についての協力依頼 ・予約や在庫の状況等について、必要に応じ報告の協力依頼	・インフルエンザワクチンの供給体制にかかる総括		府インフルエンザ対	師会等に過剰な量の	医療機関数が10,00 の以上あり、医療機関全 体の在庫数の把握は事 実上困難。 卸売販売業者の在庫数 は、卸売販売業者等と の連携の下、状況把握 に努める。	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可が適当。早期に返品不可となるよう国に対して要望する。	種実施要領の主旨に 沿った事業を行うよう、 各市町村に依頼する。 勧奨の啓発について	る。卸販売業者・医療機関 との連携を図り、対応を検 討することになる。	療機関は府ホームページで情報提供している(任意接種含	
兵 庫	供給に関すること。	接種、対策に関すること。	管内の市町、医師会 及び医療機関との選絡・調整に関すること。	ンザワクチン供給連絡会議(薬務課、疾病対策課、県医師会及び卸売販売業者団体により構成)を活用する。)	が、前年の使用実績 を上回らないよう、また、追加注文については、必要量の随時	販売業者に対し、シーズン中に、必要に応じた在庫状況等調査に協力いただくよう文書で要請している。	販売業者に対して、改善に努めるよう文書等で要請している。また、	旬までの間に期限を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が体調で取ります。 はまが体調でありませい。 は、まで別様では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	ワクチンが不足した場合 の対応策を、左記の供給 連絡会議(委員会)におい て、予め調整等を図ること	左記の供給連絡会議 (委員会)において、 住民への適切な思知	
奈 良	査、指導	高齢者インフルエンザ 予防接種に関する市町 村の接種期間、単価及 び接種医療機関名の情 報収集			関からの注文量は前 年度使用実績を上回 らないようにする。	売業者の供給状況調査 は可能であり、医療機 関への調査について は、昨年同様医師会と	ているものの、平成19	に提供する。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、ならびに品質を確認した上で、再販等の依頼を行う。		

	都道府	県担当課の役割について				シーズン前の対応につ	いて、都道府県としてのま	きえ方(昨年度との相違点	気、新たな取組みを中心(こ)		
都道府 県名	薬務	感染症対策	保健所の役割 医務	インフルエンザ対策 委員会の設置につい て	医療機関等の注文量 について	医療機関等、卸売販売 業者の在庫等の調査に ついて	返品という商慣習の改善 善について	高齢者等の定期予防接種対象者に対する公費 補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対	接種可能な医療機関 が限定されている場 合への住民への周知 方法について	対応について
和歌山	流通段階及び医療機関でのワクチン在庫状況 でのワクチン在庫状況 の把握及び必要に応じた 配通調整、保健所で の対応方針の決定及び 協力依頼、県インフル エンザ対策会議の開催	報の提出、学級閉鎖情報の公表、高齢予防接種者の啓発	インフルエンザ相談窓口の設置、予防 種可能医療機関に する問い合わせ応	벷		者に対して発注状況を				医療機関の同意のも と、医療機関におけ るワクチン在庫情報 等接種可能な医療機 関を保健所等により 公表できるよう調整 予定。	迅速な在庫把 握のための協 力を依頼する
鳥取	対策委員会を運営する とともに、ワクチンの在 庫調査等、供給体制の 全県的な調整、情報収 集・提供を行う。	ザの総合対策、情報収	管内医療機関の情 収集及び県民への 報提供。		関に周知を図るととも	, 卸売販売業者等に対 し、在庫量等の調査を 行い、流通状況を把握 する。		市町村に対し、国から の各通知により予防接 種法に基づく接種計画			
島根	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・保健所が実施した在庫量調査の集計及び情報提供の実施 ・市町村での予防持種 法に基づく接種状況の 把握 ・卸業の会体の全体		・医療機関での在庫量調査等の実施・住民からのワクチに関する照会への		各保健所による調査 を実施		医療機関に対し文書により通知する	市町村に対し文書によ り依頼する	①インフルエンザ対策委員会を開催する。 ②医療機関及び卸売販売業者に対し、ワクチンを融通しあうよう、文書によって依頼する。	接種可能な医療機関(公開を了解した医療	
岡山	員会の開催	インフルエンザに関す	・ワクチン接種希望への情報提供・インフルエンザにする情報収集・情報提供	(平成20年9月開催 月 予定)	体に対して医療機関 等の初回注文量が前	担が大きいので、必要 最小限度で実施(頻度 未定)することで考えて	に対して返品を行わな いように協力を依頼し	対して高齢者等の予防 接種法対象者に対する 接種奨励期限につい て、12月中旬までの間	地域における融通については、地域医師会が中心となって調整していただき、また、都道府県間の融通については、医師会、病院協会の協力をいただきながら医薬安全課が中心になって調整していくことで考えている。	る周知(予防接種法 関係)。 ただし、任意接種は 医療機関が限定され ていないので、特に	
広島	・インフルエンザワクチン需要調整連絡会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及 び情報提供 ・インフルエンザワクチンの任意調査と関係を シボンアルエンザワクチン不足時の国との連絡 及び調整	・インフルエンザ総合対策	在庫調査	ン (インフルエンザ 無給 調整連絡会設置(H1	会を開催し、前年度 納入実績、接種実績 を基に、適正なワクチン量を注文し、偏在	できる医療機関及び卸 売業者に対し、ワクチン の在庫数量等の調査で きる体制を整え、必要 に応じて調査を行う。	及び在庫管理を行わないよう通知した。また、	種)を行うよう、各市町 及び県の広報を活用し 周知を図る。	医療機関及び卸売業者に対し、緊急在庫調査を行い、その情報を医療機関、卸売業者、各市対対に有のた、県民に対抗が共有の上、県民に対抗が内が困難となった場合となるは関連生労働場合と協議の上、同分チンの供給等を要請したい。	機関の協力を受け、 県医師会、各市町及 び各保健所等から住 民に対して周知を行	

	都道府	県担当課の役割について					シーズン前の対応につ	いて、都道府県としてのま	考え方(昨年度との相違点	、新たな取組みを中心に)		
都道府県名	薬務	感染症 対策	医務	保健所の役割	インフルエンザ対策 委員会の設置につい て		医療機関等、卸売販売 業者の在庫等の調査に ついて		補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対 応について	接種可能な医療機関 が限定されている場合への住民への周知 方法について	対応について
шо	チンの在庫調査、調整 ・ワクチン不足時の医療	感染症に関すること ・予防接種に関すること ・予防接種法におけるインフルエンザワクチン接		・左記に対する県民 への相談窓口 ・予防接種の実施に 対する市町村への指 導 ・ワクチン不足時における接種可能医療機 関の情報提供		等への出荷量 約 32.4万本 平成20年度メーカー からの供給予定量 約31.7万本以上	についてはシーズン中 に2度調査する。医療 機関の在庫量について は、ワクチン供給量に 不足が予想される場合 に、個別に調査する。	長等の関係者に対し、 初回注文は昨年実績を 上回らないよう、また、 返品をしない等文書で 依頼した。(平成20年7	ルエンザの流行時期を 考慮した啓発等につい て十分配慮するよう依 頼した。(平成20年7月	山口県医師会、卸売販売 業者を通じて在庫状況を 確認し、積極的に製品 配通に協力するよう依頼 する予定。		
徳 島	①県内卸売販売業者に おけるワクチン在庫、納 品(見込み)量等把提 ②ワクチン不足時の国 との連絡調整	るワクチン在庫、需要 見込み等把握及び融通		管内医療機関におけるワクチン在庫 需要見込み手や把握及び 整見込み手や把握及び 融通依頼(定期の予 防接種に必要なワク チン量の把握等を含 む。)		量については、昨 シーズンにおける使 用実績の量を限度に 注文していただくな	て、卸売販売業者が随 時過不足調整する中、	避け、適正な量の取扱いに努めるよう協力を 求める予定。	くが、一部市町村では 流行ピークや体調不良	医療機関、卸売販売業者 の協力を得て、迅速に過 不足状況を調査するととも に、融通を依頼する。	ページにて周知する	
香川	インフルエンザ予防接 種医療機関の把握、医 師会、卸業者等との対 策会議、インフルエンザ 流行予測の還元等			予防啓発	有		び不足情報により必要			対策会議を開き、ワクチン の融通を関係機関に依頼 する。		
愛媛	インフルエンザワクチン 供給体制の総合調整			担当課、市町村等と の連絡調整及び協力		関、卸売業者に初回	査を実施し、関係者へ 情報提供する(10月~	よう注文量を設定する	終えるよう県広報等で 周知。	不足数量等の連絡を医療 機関から医師会を通じて 受け、在庫状況の緊急調 査を実施し、県内で融通を 図る。	名を、広報、個別通 知等により周知する	
高知	ワクチンの適正流通指 導、監視	インフルエンザに関する 情報収集及び医療薬務 課に対する情報提供		住民に対する医療機 関等の情報提供	設置予定(平成20年 10月)	過剰に在庫しないように医療機関に通知	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予 定	平成20年10月1日から12月31日まで	卸間の融通		500本以上 の返品があった医療機関へ た医療機関的 で関き取り調査を実施
福岡	績、在庫本数の把握・融通に係るワクチン適 ・融通に係るワクチン適 正販売の指導	施医療機関の把握 ・上記医療機関におけ		・インフルエンザ接種 実施医療機関の把握 及びワクチン保有数 の把握	インフルエンザ対策	について調査予定。	ワクチン量について、必要に応じて随時調査を 行う。 ・卸売一般販売業者に おける販売数量・在庫	で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。	種実施要領(平成19年 3月29日健発第0329 021号各都道府県知 事・政令市長・特別区長 あて厚生労働省健康可 長通知)に基づまでの 技種勧奨を通知(7月3	・ワクチンを保有する医療機関を把握し、保健福祉環境事務所(保健所)を通じて紹介する。 ・必要に応じ、卸売一般販売業者にワクチンの融通を依頼する。	所(保健所)に相談窓口を設置し、医療機関の紹介を行う。 ・相談窓口の設置を、	

	都道府	県担当課の役割について	<				シーズン前の対応につ		きえ方(昨年度との相違点	、新たな取組みを中心に)		
都道府 県名	薬務	感染症対策	医務	保健所の役割	インフルエンザ対策 委員会の設置につい て	医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売 業者の在庫等の調査に ついて		高齢者等の定期予防接 種対象者に対する公費 補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対 応について	接種可能な医療機関 が限定されている場 合への住民への周知 方法について	対応について
佐賀	の状況確認と指導 ・融通調整(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関 等の住民への情報提供 (不足時)		・医療機関等の状況 確認と指導 ・接種可能な医療機 関等の住民への情報 提供(不足時)		の使用実績を上回ら ないよう要請を行う。	査は定期的に、医療機 関の調査は不足情報入 手後必要に応じて実施	要請を行う。	定期予防接種の期間を 10月から12月までとして実施する予定である。実施期間の周報に ついでは、拡報紙への情報性はなど県と市町が 協力して広報に取り組む。	関等を住民へ情報提供する予定。	県のHPや市町による広報等の他、必要に応じて各種広報媒体による周知を考えている。	
長崎	医薬品卸業者等のワク チン適正供給の指導調整			・管内市町村に指導調整 ・管内では、	, , ,	回らないように、医師	医師会、卸売販売業者 へ在庫等の調査に協力 するように依頼してい る。	善されるように、医師会 を通じて各医療機関へ	によることとしている。	地域間の融通がつかず、 県内でワクチンが不足し た場合には、厚生労働省 へ報告を行う。	各市町の判断及び対応に委ねる。	
熊本	医薬品製造業者及び卸 売販売業者の在庫量把 握及び供給調整の要 請、医師会等への情報 提供	握、需要調整の要請及		管内医療機関及び市 町村の連絡調整、相 談窓口	(インフルエンザ対策			に対し、初回注文量の	種の対象者に対し、12 月中旬までに接種する ことを勧奨するよう指導	卸売販売業者及び医療機関における在庫状況を把関における在庫状況を把握し、卸売販売業者及び 医療機関に対し融通の協力を要請する。	在庫状況を把握し、 接種希望者からの問	
大 分		接種可能な医療機関が 限定される場合の住民 への周知及び予防接種 法に基づく接種期限の 設定指導		接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知		に対して、平成20年		対して、平成20年7月	平成21年1月 市町村広報誌に掲載	管内の在庫調査に基づき 地域間等で融通する。	保健所がら周知を図る。	
宮崎	者への指導及び在庫調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種 の早期実施工業を の早期実施工業 インフルエンザ接種実 施医療機関への指導及 び在庫調査。			ン不足が見込まれる 場合には、インフルエ ンザワクチン対策連	が前年度使用実績を上回らないよう協力 を求める。また、医薬 品卸業者に対し、分 割納入の徹底を依頼 する。	卸売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前提として注文及び在 庫管理を行わないよう 要請する。	である市町村に対し、インフルエンザの流行 シーズンに間に合うよう し、12月中旬までに予 防接種が行われるよう 計画策定を依頼する。	地域で不提する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県心は余裕のあるを療機関の名はこれに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報し、国に放出を検する。	談窓口を設置し、接 種可能な医療機関の	

	都道府	県担当課の役割について	=				シーズン前の対応につ	いて、都道府県としてのま	まえ方(昨年度との相違点	(、新たな取組みを中心に)		
都道府 県名	薬務	感染症対策	医務	保健所の役割		医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改	高齢者等の定期予防接 種対象者に対する公費 補助期限の設定と勧奨 の啓発策について	ワクチン不足の場合の対	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	対応について
	管内のワクチン在庫調査、県医師会・県卸業協同組合との連絡調整等に関すること等			関すること等	(当県では、これまで も既存の県予防接種	卸業協同組合を通じて、過剰な注文とならないよう文書で依頼した。	医薬品卸売業者については、在庫教量、供給教量等を調査と、中認力の流通状況をでいるが、ほこととしているが、医療機関等については、ワクチンが不足すら後討することとしている。	業協同組合を通じて、 文書で改善を依頼し	種実施要領に基づき1 2月中旬までに設定してもらうように各市町村 に依頼予定。	医療機関間でのワクチンの配通及びワクチン接種可能な医療機関の依例の紹介等を行うよう医療機関へ依頼する。また、必要に在庫量調査等を実施し、県内のワクテンの流通状況を把握する。		
沖 縄		市町村への早期接種を 要請		地区医師会に属さない医療機関の調査	有	医師会及び医薬品卸 売業者を交えた会合 において、適正数量 等を検討する。		センサスを得、改善を図ることが必要と考えている。	をとっている市町村も多いため特に延長などは 考えていない。啓発策 についてはポスターな どを通じ12月までに予	県としては、医療機関と卸売業者の連携に期待したいところだが、それだけでは終息しないことが予想される。製造メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策だ。	報道機関を利用して 周知を図る。	